

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、いずれも令和2年3月4日付けで行った各保護変更決定処分（うち、変更日を①令和元年12月1日とするもの（以下「本件処分1」という。）、②令和2年1月1日とするもの（以下「本件処分2」という。）、③同年2月1日とするもの（以下「本件処分3」という。）、④同年3月1日とするもの（以下「本件処分4」といい、本件処分1ないし本件処分3と併せて「本件各処分」という。））について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のことから、本件各処分がいずれも違法又は不当であると主張しているものと解される。

給付金の意向としては、年金生活者を支援するためのものであり、単に保護基準を上回るからという現状を考慮しない杓子定規

な判断だけで収入認定する福祉事務所の言い分は納得できない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 4月 20日	諮問
令和 3年 6月 25日	審議（第56回第2部会）
令和 3年 7月 30日	審議（第57回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年

4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

- (4) 保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

そして、「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実現するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」(令和元年8月22日付社援保発0822第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。同日付年管管発0822第2号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「保護課長及び事業管理課長通知」という。)Ⅱによれば、給付金は、次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)により、実際の受給額を収入として認定するとされている。

- (5) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、保護課長及び事業管理課長通知は、地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

- (6) 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問 13-2 の（答）によれば、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は 3 か月程度と考えられるべきであるとされている。

なお、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

## 2 本件各処分について

これを本件についてみると、給付金振込通知書によれば、請求人は、給付金として、令和元年 12 月から月額 4,749 円を受給していたことが認められる。

保護課長及び事業管理課長通知 II によれば、給付金は、次官通知第 8・3・(2)・ア・(ア)により、実際の受給額を収入として認定するとされているところ、処分庁は、この規定に基づき、給付金月額 4,749 円を、令和元年 12 月の保護費に遡及して収入認定額として認定していることが認められる。

そこで、処分庁は、上記により、請求人の令和元年 12 月から令和 2 年 3 月までの各保護費を変更する旨の各保護変更決定（変更期日は各月 1 日）を行うこととし（本件各処分）、令和 2 年 3 月 4 日付けで本件各処分通知書により請求人に通知したことが認められる。

以上によれば、給付金の受給により、請求人の保護費を変更する旨の決定をした本件各処分は、いずれも上記 1 の法令等の定め

に則ってなされたものであって、違算等の事実もないので、違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張

請求人は、第3のとおり主張しているが、本件各処分が法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来